

高知県中山間地域就農支援事業実施要領

第1 事業の内容

中山間地域において新たに就農する者の円滑な営農開始と就農後の経営発展を支援するため、必要な農業用資材や機械の購入及び施設の整備、又これに係る修繕等の取組を支援する市町村の事業に対して補助する。

第2 交付要件等

1 交付対象者の要件

交付対象者の要件は次のとおりとする。

- (1) 農業経営を開始した日から2年以内で、申請時の年齢が64歳以下の者であること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 経営農地が地域振興立法5法の対象地域にあること。
- (4) 農業所得1,500千円以上に農業外所得を併せて概ね2,500千円以上の目標を掲げた中山間地域就農計画を作成し、県の承認を受けること。なお、農業所得には、自らの所有する農業機械等を使用し請負った農作業受託や集落営農組織等の構成員としての活動等（以下、農業関連作業という。）による収入を含む。
- (5) 農業に年間150日以上従事すること。なお、農業関連作業の従事日数も含む。
- (6) 経営農地が地域計画の目標地図に位置づけられている、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- (7) 就農する地域において、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (8) 経営発展支援事業、経営開始資金（経営開始型）、及び後継者就農促進事業経営開始支援区分をこれまで活用したことがない者であること。また認定新規就農者を対象とした国及び県の事業の交付対象要件に該当しない者であること。

2 助成対象

- (1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であつて、農業経営において真に必要なこと、かつ、成果目標の達成に直結するものとする。
 - ア 機械・施設・資材等の取得、改良、修繕、移設、撤去等
 - イ 家畜の導入
 - ウ 果樹・茶の新植・改植
 - エ 農地等の造成、改良又は復旧
- (2) 本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。
- (3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - ア 整備等の内容ごとに事業費が10万円以上であること。
 - イ 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用

年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上のものであること。

ただし、中古機械・施設等である場合には、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

ウ 資材を取得する場合、通常の使用で3年以上使用可能であること。ただし、新品に限る。

エ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

オ 導入した機械・施設等について、財産管理台帳を作成し、耐用年数が経過するまでの間、適切に保管すること。

カ 機械・施設等の整備に当たっては、できる限り一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り徴取等により、公正な業者選定及び事業費の低減に向けた取組を行うこと。

3 目標年度

経営開始から5年度目とする。

第3 交付対象者の手続

1 中山間地域就農計画の承認申請

本事業の助成を受けようとする者は、中山間地域就農計画申請書（別紙様式第1号）を作成し、市町村を經由して県に申請するものとする。

なお、就農計画を作成するに当たっては、市町村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、担い手協議会等の関係機関から助言及び指導を受けるものとする。

2 中山間地域就農計画の変更申請

就農計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、市町村を經由して県に変更を申請し承認を受けるものとする。

3 経営状況報告等

交付対象者は、事業実施の翌年度から就農計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末までにその直前の12か月（実績報告後1回目の報告においては、就農後からの期間）の経営状況報告（別紙様式第2号）を市町村に提出する。

なお、目標年度までの期間において就農計画の目標年度の数値目標を達成した場合は、次年度以降の経営状況報告の提出は不要とする。

4 就農中断届

交付対象者が目標年度までの期間において妊娠・出産又は病気や災害等のやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に事業実施主体に就農中断届（別紙様式第3号）を提出する。これにより、最長3年の休止期間を設けることができる。

5 補助金の返還

交付対象者が整備した機械・施設等を耐用年数内に処分する場合は、国の財産処分の規定に基づき補助金を返還しなければならない。ただし、当該機械・施設等を新規就農者に譲渡し、事業の目的が継続されると認められる場合は、この限りではない。

6 その他

交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市町村に速やかに報告する。

第4 市町村の手続き

1 中山間地域就農計画作成への助言及び指導

市町村は、助成を受けようとする者が就農計画を作成するに当たっては、当該者に対し、担い手協議会等において、中山間地域就農計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 中山間地域就農就農計画の提出

市町村は、助成を受けようとする者から中山間地域就農計画の提出を受けた場合、担い手協議会等の関係機関による面接等の実施により内容について確認し、意見を付して県に提出する。

3 中山間地域就農計画の変更の提出

市町村は、助成を受けようとする者が就農計画を変更した場合は、2の手続に準じ、意見を付して県に提出する。

4 就農期間中の確認

ア 経営状況報告の確認

経営状況報告を受けた市町村は、担い手協議会等の関係機関と協力し、経営状況を確認し、必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

イ 経営状況の確認

市町村は、アの確認に加え、担い手協議会等の関係機関と協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、就農計画等の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

第5 県の手続き

1 中山間地域就農就農計画の承認

県は、市町村から助成を受けようとする者の中山間地域就農計画の提出を受けた場合、市町村の意見を参考に承認し、市町村を通じて申請者に通知する。

2 中山間地域就農計画の変更の承認

県は、助成を受けようとする者が就農計画を変更した場合は、前項の手続に準じて承認する。

第6 交付対象者の情報共有等

市町村は交付対象者の交付情報を集約し、必要に応じて、県、担い手協議会等の関係機関との間で当該情報を共有するものとする。

また、当該関係機関は、共有した情報を活用して、事業の適正な執行のための確認作業及び就農及び営農定着のためのサポートを行うものとする。